



行田市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年10月24日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 江川 直一

定期監査報告書

(第1回)

監査委員事務局

目次

第1	監査の対象及び執行日	1
第2	監査の方針	1
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2
1	地域公民館	2
2	小学校・中学校	3
3	中央公民館・教育文化センター	4
4	教育支援センター	5
5	図書館・視聴覚ライブラリー	6
6	学校給食センター	6
7	消防本部	7
8	上下水道経営課・水道課	8
9	上下水道経営課・下水道課	9
10	財政課	11

第1 監査の対象及び執行日

1 地域公民館

対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日
荒木公民館	令和4年4月20日	持田公民館	令和4年4月27日
佐間公民館	令和4年4月20日	忍・行田公民館	令和4年4月27日
地域文化センター	令和4年4月22日		

2 小中学校

対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日
太田東小学校	令和4年5月11日	埼玉中学校	令和4年5月20日
太田西小学校	令和4年5月11日	長野中学校	令和4年5月20日
桜ヶ丘小学校	令和4年5月13日	忍中学校	令和4年5月23日
北小学校	令和4年5月13日	埼玉小学校	令和4年5月25日
見沼小学校	令和4年5月18日	泉小学校	令和4年5月25日
見沼中学校	令和4年5月18日		

3 部所等

対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日
中央公民館・教育文化センター	令和4年6月15日	消防本部	令和4年6月22日
教育支援センター	令和4年6月15日	上下水道経営課・水道課	令和4年7月1日
図書館・視聴覚ライブラリー	令和4年6月15日	上下水道経営課・下水道課	令和4年7月1日
学校給食センター	令和4年6月15日	財政課	令和4年7月22日

第2 監査の方針

監査の執行に当たっては、財務に関する事務の執行、その経営に係る事業の管理が地方自治法第199条第3項の趣旨に沿って、公正で合理的・効率的に行われ、最小の経費で最大の効果をあげているかに留意して監査を実施した。

第3 監査の方法

本監査は、令和3年度執行の事務を中心に行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、これらを審査検討するとともに、各所属長などから説明を聴取し、それらを基に質疑を行い、関係諸帳簿の内容審査及び備品類の照合などを実施した。

また、経営に係る事業の管理状況も、同様の方法で実施した。

第4 監査の結果

各部所等及び各教育機関に関する事務は、それぞれ関係する法令、条例、規則、その他取扱要綱等に定めるところに基づいて執行されており、全般的に適正と認められた。

なお、軽易な事項については、監査の過程及び監査結果の講評の際、関係者に指摘したので記述は省略した。

対象各部署の監査結果の概要は、次のとおりである。

1 地域公民館

今年度は、5地域公民館（荒木、佐間、地域文化センター、持田、忍・行田）の定期監査を実施した。

(1) 収入及び調定について

領収書及び収納済通知書の額を検算し、関係資料の額と照合したところ、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支出一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 備品の保管状況について

令和元年度から3年度に中央公民館から送付された備品及び過年度から抽出した備品について、現物と備品台帳とを照合・確認したところ合致し、良好な状態で使用、保管されている。

(4) 公民館使用料の無料及び全額免除の手続きについて

無料及び免除分の利用許可申請書を審査したところ、適正に事務処理されている。

(5) 委託契約と実施確認事務について

契約書（写）や作業実施報告書等の関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(6) 学級・講座等の講師謝金に係る支払事務について

学級・講座日誌及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

出納簿、収支伝票及び預金通帳を照合、審査したところ、適正に事務処理されている。

2 小学校・中学校

今年度は、小学校7校（太田東、太田西、桜ヶ丘、北、見沼、埼玉、泉）、中学校4校（見沼、埼玉、長野、忍）の定期監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支出一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 郵便切手の受払いについて

出納簿の記入計数について、令和3年度及び現在までを精査し、現物と現在高を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 委託契約の実施確認事務について

点検実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(4) 備品・図書等の保管状況について

備品は令和3年度購入分及び教育委員会からの送付備品並びに過年度抽出備

品、図書は令和3年度購入抽出図書及び過年度抽出図書について、現物及び各種台帳を照合したところ、適正に使用、保管されている。

(5) 寄附金品の受入と処理状況について

昨年度の寄附受入について、寄附申込書、備品台帳及び現物を照合したところ、適正に事務処理されている。

(6) 要保護及び準要保護児童・生徒の援助費の取扱いについて

支払明細、受領書、申請管理簿、保護者の委任状、支給明細書及び預金通帳を確認し、市からの振込額と照合したところ、適正に事務処理されている。

(7) 学校給食費の取扱い状況について

給食費内訳報告書、払込領収書、現金出納簿及び預金通帳を照合したところ、適正に事務処理されている。

(8) 保護者徴収金等の管理状況について

校長等管理職員によるチェック体制、保護者への会計報告及び預金通帳等の保管状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

3 中央公民館・教育文化センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

地域公民館職員の市内出張について出張命令書に基づき、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和3年度購入分について、購入伺いがなされ、適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分、財産管理課及び生涯学習スポーツ課から所管替えされた備品並びに過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、適正

に使用保管されている。

(5) 公民館使用料の無料及び全額減免の手続きについて

無料及び全額減免分について利用許可申請書を審査したところ、適正に処理されている。

(6) 文化ホール使用料の無料及び全額減免の手続きについて

無料及び全額減免分について利用申請書、使用料減免申請書を審査したところ、適正に処理されている。

(7) 補助金等交付事務について

公民館運営委員会交付金について、事務処理状況を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されている。

(8) 契約の締結及び実施確認事務について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

4 教育支援センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入及び保管状況について

令和3年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分、教育総務課からの送付分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、適正に使用保管されている。

(5) 委託契約と実施確認事務について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

5 図書館・視聴覚ライブラリー

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

令和3年度購入分について購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、合致し適正に使用保管されている。

(5) 教材・教具の貸出状況について

貸出簿の整理状況について、利用申請書と利用報告書の内容を照合、確認したところ、適正に事務処理されている。

(6) 契約の締結及び実施確認事務について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

6 学校給食センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし

(4) 備品の購入及び保管状況について

令和3年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、合致し適正に使用保管されている。

(5) 契約の締結及び実施確認事務について

随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、契約どおりに実施されている。

(6) 給食費徴収事務の管理状況について

学校給食費の徴収事務について、納入通知等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

7 消防本部

(1) 収入及び調定について

収入調定票と収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入及び保管状況について

令和3年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を

照合したところ、合致し適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

随意契約の判断理由及び実施確認書類等を審査したところ、適正の判断し、及び契約どおりに実施されている。

(6) 補助金等交付事務について

関係書類を審査したところ、行田市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されている。

(7) 前渡金の精算事務について

資金前渡により支出された交際費について、関係書類を突合したところ、適正に事務処理されている。

(8) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

8 上下水道経営課・水道課（公営企業会計）

(1) 「収益的収入及び支出」の収入について

営業収益については、手数料は手数料徴収簿、負担金は負担金徴収簿とそれぞれの関係資料の額を照合し、営業外収益については、預金利子、手数料、賃貸料、その他雑収益の振替伝票を検算し、それぞれの合計額と関係資料を照合したところ、いずれも合致し適正に事務処理されている。

(2) 「資本的収入及び支出」の収入について

負担金については、負担金徴収簿と振替伝票を照合し、企業債については、収納済通知書と関係資料の額を照合したところ、いずれも合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入及び保管状況について

令和3年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理され

ている。また、令和3年度購入分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、合致し良好に使用保管されている。

(5) 貯蔵品の現在高について

たな卸表と現物を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(6) 工事請負契約と設計金額の積算について

契約書及び設計書の積算計数を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(7) 委託契約と実施確認事務について

契約書及び実施報告書等関係書類を審査したところ、契約どおり実施されている。

(8) 営業外費用のうち、その他雑支出について

該当なし

(9) 特別損失金について

過年度還付金及びその他特別損失の支出について、資料の額と照合したところ合致している。

(10) 水道料金等の不納欠損処理状況について

水道料金消滅決議書を審査したところ、不納欠損処分は妥当なものと思慮される。

9 上下水道経営課・下水道課（公営企業会計）

(1) 「収益的収入及び支出」の収入について

営業収益について、手数料及び負担金は収納済通知書とそれぞれの関係資料の額を照合し、営業外収益については、預金利息、行政財産使用料、その他雑収益の振替伝票を検算し、それぞれの合計額と関係資料を照合したところいずれも合致し、適正に事務処理されている。

(2) 「資本的収入及び支出」の収入について

貸付償還金については、排水設備改造資金貸付金償還台帳、負担金については、受益者負担金徴収簿と振替伝票を照合し、企業債については、収納済通知書と関係資料を照合したところいずれも合致し、適正に事務処理されている。

- (3) 旅費について
該当なし
- (4) 備品の購入及び保管状況について
令和3年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、令和3年度購入分及び過年度抽出分について現物と備品台帳を照合したところ、合致し良好に使用保管されている。
- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について
随意契約の判断理由及び実施確認書類等を審査したところ、適正の判断し、及び契約どおりに実施されている。
- (6) 工事請負契約と設計金額の積算について
契約書及び設計書の積算計数を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (7) 営業外費用のうち、その他雑支出について
特定収入に係る消費税及び地方消費税等の支出について、法令の規定により支出されている。
- (8) 特別損失金について
下水道使用料還付金の支出について、資料の額と照合したところ合致している。
- (9) 許可区域外流入の受益者負担金相当額の賦課事務について
該当なし
- (10) 不納欠損について
不納欠損の内容を審査したところ、欠損処分は妥当なものと思慮される。
- (11) 排水設備改造資金の貸付及び徴収事務について
排水設備改造資金貸付台帳等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。
- (12) 下水道使用料等の滞納整理状況について
下水道使用料、井戸水使用者に対する下水道使用料及び下水道受益者負担金の年度別未納集計表等関係書類を関連付けて審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

10 財政課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支出一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

該当なし

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

契約書及び実施確認書類関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 寄附現金の受入事務について

寄附現金の受納について、寄附申込書を確認したところ、各担当課を経由し市長決裁を受け、市財産規則に基づき適正に事務処理されている。

行田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、行田市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月24日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 江川 直一

○監査の結果「おおむね適正」とした事項

対象機関	監査結果の 公表年月日	監査の結果	講じた措置
下水道課	令和4年10月24日	<ul style="list-style-type: none">大口の未納下水道使用料に関し、納付計画書の提出を求めるなど累積債務の低減に向け適切な措置を講じられたい。	<ul style="list-style-type: none">未納者に対し納付計画書の作成・提示を求めたところ、同計画書（長期経営改善計画）の提示があった。 市では、未納金をこれ以上増額させず、早期の完納を実現することを求め、未納者から承諾を得た。 今後も、未納者との打合せを継続的に行い、催促・督促を実施していく。